

[第9期]

野洲市

高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

概要版



令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

● 計画策定の趣旨

野洲市（以下、「本市」という）では、75歳以上の後期高齢者人口の割合が高まる一方で、高齢者を支える世代である生産年齢（15～64歳）人口の減少が進んでいます。さらに近年では、認知症高齢者の増加、高齢者虐待、子育てと介護の両方を担うダブルケアといった課題が深刻化している他、激甚化した自然災害への対応や感染症対策等の多様な課題についても対応が求められてきています。

このような背景を踏まえ、本計画は、第8期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に引き続き、「高齢者が自分らしく生きがいを持って生活し 安心して地域とつながり支え合う お互いさまのまちづくり」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向け、高齢者が安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの推進及び持続可能な介護保険制度の運営のための事業計画を策定しました。

● 計画の計画期間と位置づけ

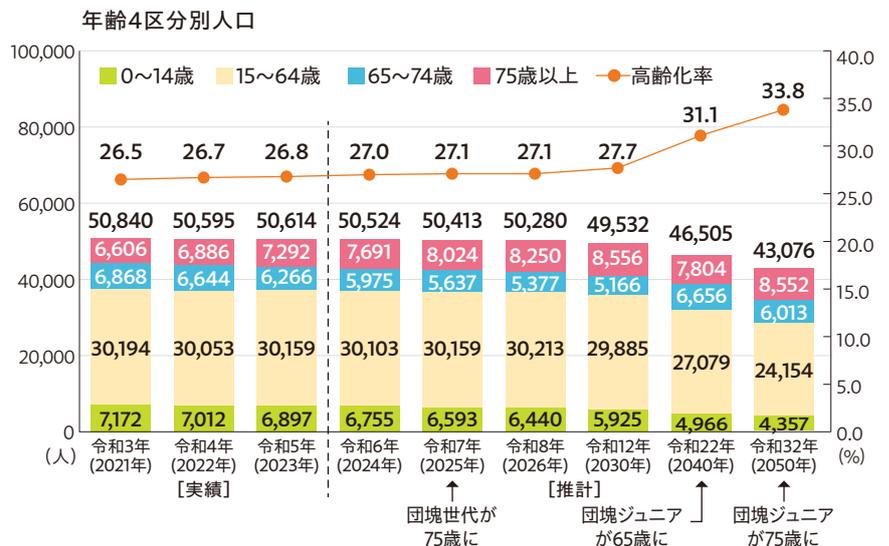
本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。本計画は、老人福祉法（第20条の8）の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法（第117条）の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画です。

● 人口・高齢者の推計

本市の総人口はほぼ横ばいで推移してきましたが、今後減少する見込みです。また、本計画期間内における高齢者人口は微増で推移しますが、75歳以上の高齢者人口が大幅に増加することが予測されます。

令和5年（2023年）と比較した高齢者の増加数

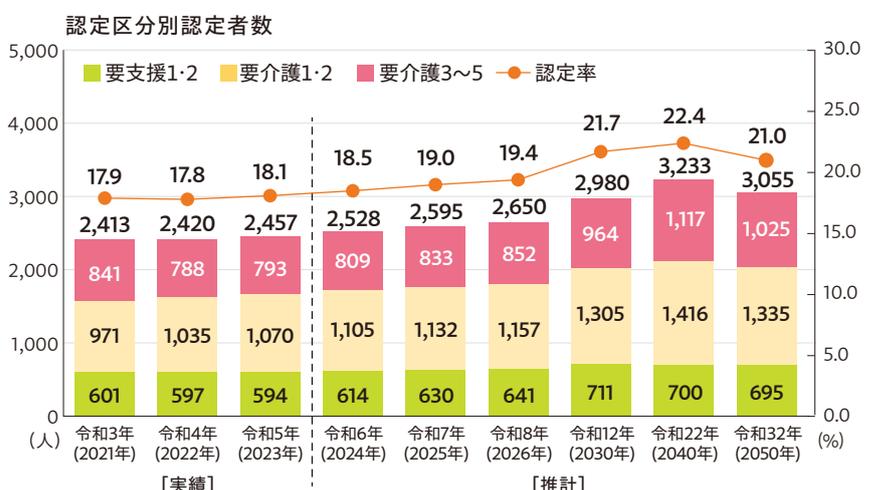
| | 65歳以上 | 75歳以上 |
|--------------|---------|---------|
| 令和7年（2025年） | +103人 | +732人 |
| 令和22年（2040年） | +902人 | +512人 |
| 令和32年（2050年） | +1,007人 | +1,260人 |



● 認定者数の推計

本市の認定者数（第2号被保険者含む）と認定率は、しばらく増加傾向で推移していくと予測されます。

本市で新規に要介護認定となった人の平均年齢は、80.5歳（令和4年度（2022年度）実績）となることから、認定者数は80歳前後の高齢者人口の動向に合わせて今後も増減すると見込まれます。



〔 計画の基本理念 〕

高齢者が自分らしく生きがいを持って生活し
安心して地域とつながり支え合う お互いさまのまちづくり
～地域でひとが共に生きる野洲市をめざして～

〔 計画の目標 〕

- 【基本目標1】いつまでも元気で暮らせるまちづくり
- 【基本目標2】地域で暮らしを支え合うまちづくり
- 【基本目標3】介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

〔 施策の展開 〕

基本施策【1】 | 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

高齢になっても介護を必要としない日常生活が継続できるよう、健康づくりや介護予防などに関する知識や理解を深めるために、健康教育の出前講座や交流会等を実施し、市民の自主的で主体的な行動につながります。

おたがいさまサロンの場の拡充や総合事業の充実を図ります。

| | | |
|------|----------------|--|
| 主な事業 | (1) 健康づくり・介護予防 | <ul style="list-style-type: none">●いいき百歳体操の活動支援●地域リハビリテーション活動支援体制の推進●保健事業と介護予防の一体的実施●ポピュレーションアプローチの推進●健康づくりの推進●総合事業訪問型サービスBの活動支援●総合事業通所型サービスBの活動支援●総合事業通所型サービスCの充実●総合事業訪問型サービスDの検討●おたがいさまサロン（高齢者サロン）の活動支援 |
|------|----------------|--|



基本施策【2】 | 高齢者の社会参加の促進

ボランティア活動をはじめとした高齢者の地域参加を後押しします。高齢者がこれまで培ってきた能力や経験を活かしつつ、地域に貢献できるような環境づくりや、げんきカードを利用した社会参加を促進します。また、老人クラブの活動継続支援等を通して、地域活動が自身の健康保持や生きがいづくり活動となるだけでなく、相互支援につながることの気運を高めます。

| | | |
|------|----------------|--|
| 主な事業 | (1) 高齢者の社会参加支援 | <ul style="list-style-type: none">●高齢者ボランティアの活動支援●老人クラブの活動継続支援●シルバー人材センターの活動支援●げんきカード交付による社会参加の促進 |
|------|----------------|--|

基本施策【3】 | 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者の相談にワンストップで対応し、民生委員や教育・福祉分野の関係者との連携による状況把握や、アウトリーチによる継続的・専門的な相談支援を行うなど、包括的な支援体制の構築に努めます。また、高齢化率、要介護認定率がともに高い中主圏域に地域包括支援センターを整備し、課題解決のための体制強化を図ります。

| | | |
|------|------------|------------------|
| 主な事業 | (1) 総合相談 | ●中主地域包括支援センターの整備 |
| | (2) 地域ケア会議 | ●地域ケア会議 |

基本施策【4】 | 安全・安心の地域づくり

高齢者の暮らしに役立つ情報の提供や、サロンの開催、民生委員等による声掛け・見守り活動等の拡大を推進します。また、社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターを中心に、地域にあるサービスの把握や必要なサービスを創出するための支援など、生活資源の見える化を進め、地域に応じた生活支援体制の整備を促進します。

災害時等の避難行動要支援者への支援については、行政、地域の支援者、社会福祉協議会、介護事業所等との協議を進めます。また、高齢者の住まいについては、市営住宅の低層階の優先的な供給や、住宅改修の適正な利用促進を図ります。

| | | |
|------|-------------------|--|
| 主な事業 | (1) 地域ぐるみでの見守り活動 | ●ひとり歩き認知症高齢者等事前登録・見守りネットワークの協定 ●認知症サポーターの拡充（認知症サポーター養成講座） ●おたがいさまサロン（高齢者サロン） |
| | (2) 緊急時の通報・災害時の対応 | ●緊急通報システムの設置 ●福祉避難所等、災害時の避難行動要支援者の安全確保 |
| | (3) 生活支援体制整備の推進 | ●生活支援体制整備事業 ●地域資源のしおり（高齢者の暮らしのお役立ち情報） ●重層的支援体制整備事業 |
| | (4) 住まいの整備 | ●介護保険制度の住宅改修 ●高齢者小規模住宅改造助成 |

基本施策【5】 | 在宅医療・介護連携の推進

安全・安心な医療提供の実現のため、入院療養から在宅療養に至るまでの切れ目のない一貫した医療と介護を提供できる体制整備に向け、医療職と介護職との相互連携を推進します。また、在宅での看取りを選択できる市民・家族を増やすための啓発をすると共に、在宅療養に関わる介護保険サービスの紹介やACP（人生会議）についての出前講座を実施します。

| | | |
|------|--------------------------|--|
| 主な事業 | (1) 医療・介護関係の社会資源の把握と情報提供 | ●医療・介護関係の社会資源の把握・情報提供 |
| | (2) 医療・介護関係者の連携 | ●在宅ケア部会 ●24時間訪問看護・訪問介護部会 ●在宅療養手帳の交付・活用 |
| | (3) ACP（人生会議）の推進 | ●ACPに関する理解と連携強化 ●在宅療養手帳の交付・活用（再掲） |



基本施策【6】 | 高齢者の人権尊重

高齢者が自分らしく健康的な毎日を過ごすために、支援が必要な人を早期に発見し、相談対応ができる体制の強化や、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、庁内関係課や成年後見センター等と連携します。また、高齢者虐待については、保健・医療・介護サービスの介入や、専門機関への相談・支援を迅速に行うとともに、未然防止のための啓発に努めます。

| | | |
|------|------------------|--|
| 主な事業 | (1) 成年後見制度の利用促進 | ●成年後見制度利用促進 |
| | (2) 高齢者虐待防止対策の推進 | ●高齢者虐待防止等啓発 ●高齢者虐待への対応 ●養介護施設従事者等による虐待への対応強化 |

基本施策【7】 | 認知症対策の充実

認知症高齢者等を地域で支えるために、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」や「認知症キャラバン・メイト」を養成します。また、認知症の人や家族が集える「カフェおこしやす」を開催するなど、認知症の人や家族の思いに寄り添いながら、見守り体制の充実を図ります。

| | | |
|------|-------------------|--|
| 主な事業 | (1) 切れ目ない支援体制 | ●認知症初期集中支援事業（認知症の早期発見・早期対応） ●認知症ケアマネジメントの充実 |
| | (2) 認知症に関する理解促進 | ●認知症サポーターの拡充（認知症サポーター養成講座） ●オレンジガーデニングプロジェクト ●カフェおこしやす（認知症カフェ） |
| | (3) 認知症に関する総合的な取組 | ●チームオレンジの設置 ●若年性認知症対策 ●ひとり歩き認知症高齢者等事前登録・見守りネットワークの協定（再掲） ●カフェおこしやす（認知症カフェ）（再掲） |

基本施策【8】 | サービスの基盤整備と質の向上

サービスの基盤整備やより良いサービスの提供を行うために、サービスの必要量を的確に把握し、計画的に基盤整備を進めるとともに、介護人材の育成や確保のための支援策を講じます。

在宅サービスについては、今後、認知症の増加が予測されることから認知症対応型通所介護サービス及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を、また、施設サービスについては、高齢化の進展により待機者の増が予測されることから、住み慣れた地域で暮らしつづけられる地域密着型の介護老人福祉施設の整備を本計画期間中に促します。

本人や家族が必要な時に適切なサービスを安定的に受けられるよう、介護者家族や居宅介護支援事業所等に対する情報提供や、サービス利用に関する相談対応の充実を図ります。

| | | |
|------|-----------------|---------------------------------|
| 主な事業 | (1) 介護サービスの基盤整備 | ●在宅サービス ●施設サービス |
| | (2) 介護人材の確保と育成 | ●人材確保事業 ●人材定着事業 ●人材育成支援事業 |
| | (3) サービスの質の向上 | ●居宅介護支援事業所連絡会議 ●介護サービス事業所訪問 |
| | (4) 介護者家族への支援 | ●介護者家族への支援の充実 ●高齢者等おむつ費用助成 |

基本施策【9】 | 介護保険事業の適正な運営

安定した介護保険サービスを継続的に提供していくために、介護保険制度の情報提供やサービス基盤の情報収集、苦情の対応、相談窓口の強化等を行い、保険者機能の強化に努めます。また、認定調査員の質の向上のための研修や個別のケアプランチェックを行い、介護認定と給付の適正化を図ります。

| | | |
|------|--------------|---|
| 主な事業 | (1) 保険者機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定の適正化 ● 給付の適正化 ● 地域ケア会議の開催とケアプランチェック ● 事業所への運営指導 |
|------|--------------|---|



[介護保険サービス給付費の見込み]

介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度（2015年度）施行の改正介護保険法に位置付けられた事業で、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行したものです。

要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と診断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

地域における均一なサービス提供体制を整えるため、訪問・通所事業者に加え、地域住民やNPO法人など多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、訪問型サービスBや通所型サービスB、Cの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していきます。

介護予防・生活支援サービス事業の見込み

（単位：千円）

| サービス種類 | | 令和4年度 (2022年度)実績 | 令和6年度 (2024年度)見込 | 令和7年度 (2025年度)見込 | 令和8年度 (2026年度)見込 |
|--------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 訪問型サービス | 現行相当サービス | 2,902 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| | 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) | 2,901 | 2,963 | 2,963 | 2,963 |
| | 訪問型サービスC (短期集中予防サービス) | 255 | 716 | 716 | 716 |
| 通所型サービス | 現行相当サービス | 11,567 | 11,688 | 11,688 | 11,688 |
| | 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) | 22,647 | 22,885 | 22,885 | 22,885 |
| | 通所型サービスC (短期集中予防サービス) | 1,961 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| B型・D型サービス | | 0 | 3,658 | 3,838 | 3,838 |
| 介護予防ケアマネジメント | | 9,800 | 13,138 | 13,138 | 13,138 |

居宅サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。本計画期間中に定員10人の短期入所生活介護（ショートステイ）の開設を見込んでいます。

主なサービス給付費の見込み

(単位：千円)

| サービス種類 | 令和4年度 (2022年度)実績 | 令和6年度 (2024年度)見込 | 令和7年度 (2025年度)見込 | 令和8年度 (2026年度)見込 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 訪問介護（ホームヘルプ） | 296,316 | 318,570 | 334,342 | 328,310 |
| 通所介護（デイサービス） | 370,967 | 420,779 | 437,898 | 434,840 |
| 短期入所生活介護 (ショートステイ) | 166,845 | 191,310 | 202,425 | 211,788 |

施設サービス

介護保険適用施設に入所し、介護や日常生活上の支援等を受けるサービスが施設サービスです。75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、介護老人福祉施設の利用者の増を見込んでいます。

主なサービス給付費の見込み

(単位：千円)

| サービス種類 | 令和4年度 (2022年度)実績 | 令和6年度 (2024年度)見込 | 令和7年度 (2025年度)見込 | 令和8年度 (2026年度)見込 |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 介護老人福祉施設 | 689,765 | 746,838 | 751,226 | 754,670 |
| 介護老人保健施設 | 530,999 | 695,132 | 696,012 | 696,012 |

地域密着型サービス

市内在住者の利用を原則とした小規模な事業所で行うサービスが地域密着型サービスです。令和5年度（2023年度）に小規模多機能型居宅介護事業所が1か所整備されています。本計画期間中に定員29人の地域密着型介護老人福祉施設、定員18人の認知症対応型共同生活介護及び定員12人の認知症対応型通所介護の開設を見込んでいます。

主なサービス給付費の見込み

(単位：千円)

| サービス種類 | 令和4年度 (2022年度)実績 | 令和6年度 (2024年度)見込 | 令和7年度 (2025年度)見込 | 令和8年度 (2026年度)見込 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 131,134 | 137,655 | 137,829 | 237,350 |
| 地域密着型通所介護 (デイサービス) | 276,880 | 287,623 | 299,391 | 299,246 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 60,492 | 97,354 | 104,317 | 102,547 |
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 165,323 | 171,210 | 171,426 | 230,778 |
| 認知症対応型通所介護 | 29,292 | 30,992 | 32,732 | 55,123 |

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

必要となる介護サービス量の推計に基づき、介護保険料の設定を行いました。本計画期間中（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））の介護保険料（基準額）は月額6,470円、年額77,640円です。

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料年額 |
|-------|--|----------------------|----------------------|
| 第1段階 | 生活保護を受けている人 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 | 基準額×0.455 (0.285) | 35,326円 (22,127円) |
| | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、 本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人 | | |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の人 | 基準額×0.685 (0.485) | 53,183円 (37,655円) |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人 | 基準額×0.69 (0.685) | 53,571円 (53,183円) |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、 本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 69,876円 |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、 第4段階以外の人 | 基準額 | 77,640円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.2 | 93,168円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 基準額×1.3 | 100,932円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額×1.5 | 116,460円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 基準額×1.7 | 131,988円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、 合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 基準額×1.9 | 147,516円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、 合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 基準額×2.1 | 163,044円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、 合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 基準額×2.3 | 178,572円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人 | 基準額×2.4 | 186,336円 |

※第1～3段階の()は、公費投入による軽減後



第9期野洲市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 概要版

令和6年（2024年）3月 発行：野洲市



↑本編はこちらから
ご覧いただけます。

[介護保険課]

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
TEL 077-587-6074 FAX 077-586-2176

[高齢福祉課]

〒520-2315 滋賀県野洲市辻町433番地1 野洲市健康福祉センター内
TEL 077-588-2337 FAX 077-586-3668

